

一宮市公衆無線 LAN 利用規約

（目的）

第1条 この規約は、一宮市（以下「市」という。）が市の施設等に設置する公衆無線 LAN サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本サービスは、来訪者等の利便性の向上、行政手続のオンライン利用の促進、観光及び地域情報の発信並びに災害時における通信環境の確保による防災・減災を目的として提供する。

（定義）

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）利用者 本サービスを利用する者をいう。

（2）利用登録 第5条に定める認証手続を経て、本サービスの利用が可能となる状態をいう。

（3）端末 本サービスに接続するスマートフォン、タブレット、パーソナルコンピュータその他の通信機器をいう。

（提供時間及び提供区域）

第3条 本サービスの提供時間及び提供区域は、提供施設における開館時間及び電波到達範囲内とする。

2 災害の発生による機器の損傷その他やむを得ない事情があるときは、市は、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止し、又は制限することができる。

3 本サービスの提供施設の一覧は、市の公式ウェブサイトにおいて公表する。

（接続時間の制限）

第4条 利用者は、本サービスを次に定める範囲内で利用するものとする。

（1）1回の接続につき120分以内とする。

2 前項に定める接続時間を超えた場合、市は当該接続を自動的に切断することができる。この場合において、利用者は、本規約に同意の上、再度利用登録を行うことにより、前項の範囲内で本サービスを再び利用することができる。

3 市は、本サービスの安定的な提供及び利用者間の公平な利用を確保するため、必要があると認めるときは、前二項に定める接続時間を変更することができる。

（認証方式及び利用登録）

第5条 利用者は、メール認証又は OPEN-ID 認証のいずれかの方法により利用登録を行い、本規約に同意した場合に限り、本サービスを無料で利用することができる。

2 市は、本人確認及び不正利用の防止のため、認証に必要な範囲で第9条に定める情報を取得する。

3 利用者は、認証の際に虚偽の情報を登録してはならない。

- 4 利用登録に係る通信料その他端末の利用に要する費用は、利用者の負担とする。
- 5 未成年者が本サービスを利用する場合は、あらかじめ親権者その他の法定代理人（以下「法定代理人」という。）の同意を得たうえで、利用登録を行うものとする。
- 6 未成年者が法定代理人の同意を得て本サービスを利用したときは、本規約に関する法定代理人の同意があったものとみなす。

（通信の暗号化及びセキュリティ等）

第6条 本サービスの無線区間の通信は、利用可能端末の最大化のために WEP キーを用いないものとする。

- 2 無線 LAN を利用するために接続する SSID は、「138_Ichinomiya_Free_Wi-Fi」とする。
- 3 端末のウイルスチェック等のセキュリティ対策など、必要な対策は利用者が行うものとする。
- 4 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - （1）重要な情報を送受信する際は、暗号化された通信（HTTPS 等）であることを確認すること。
 - （2）市の正規のアクセスポイントになりすました無線設備（偽アクセスポイント）が存在し得ることに注意すること。
 - （3）端末のファイル共有設定等を適切に管理すること。

（禁止事項）

第7条 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反する行為
- （2）市、他の利用者又は第三者の権利又は利益を侵害する行為
- （3）犯罪行為又はこれを誘発し、若しくは助長する行為
- （4）第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布する行為
- （5）コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信し、又は他の端末等に侵入する行為
- （6）通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的により、特定又は不特定多数の者に対し大量の電子メールを送信する行為
- （7）ファイル共有ソフトウェアの使用その他著しく大量のデータの送信を行う行為であって、本サービスの運営又はほかの利用者の利用に支障を及ぼすもの
- （8）公職選挙法に違反する行為
- （9）宗教団体又は政治団体への勧誘その他これに類する行為であって、他の利用者に著しく迷惑を及ぼすもの
- （10）営業活動又は営利を目的とする行為
- （11）本サービスの運営を妨げ、又はその信用を毀損する行為
- （12）著作権法その他の知的財産権を侵害する行為
- （13）本サービスの利用のみを目的として、社会通念上相当な範囲を超えて長時間

にわたり施設に滞在する行為

(14) その他市が不適切と認める行為

(利用の制限及び停止)

第8条 市は、利用者が本規約に違反したとき、又は本サービスの適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該利用者の利用を制限又は停止することができる。

(個人情報及び通信記録の取扱い)

第9条 市は、本サービスの提供に際し、次の各号に掲げる情報（以下「利用者情報」という。）を取得する。

- (1) 認証に用いるメールアドレス
- (2) IP アドレス及び端末を識別する情報（MAC アドレス等）
- (3) 接続日時、接続時間及び接続したアクセスポイントに関する情報
- (4) アクセスログその他の通信記録

2 市は、利用者情報を次に掲げる目的の達成に必要な範囲内でのみ利用する。

- (1) 本サービスの提供及び運用保守
- (2) 本人確認及び不正利用の防止並びに障害発生時の原因調査
- (3) 利用状況の分析並びに観光、防災その他市の施策の検討及び立案
- (4) 利用者からの問い合わせへの対応

3 市は、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合を除き、利用者情報を目的外に利用し、又は第三者に提供しない。

4 市は、本サービスの運営を事業者に委託する場合は、当該委託先に対し、利用者情報を適正に管理する義務、目的外利用及び個別の利用者を特定する行為を禁止する義務並びに再委託に係る制限を課すものとする。

(免責)

第10条 市は、次の各号に掲げる事項について、一切の責任を負わない。ただし、市の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

- (1) 通信機器の故障、電波状況、保守、災害その他の事由により本サービスを利用できないことにより生じた損害
- (2) 本サービスの利用に起因して利用者又は第三者に生じた損害
- (3) 本サービスを通じて取得した情報の正確性、完全性又は有用性
- (4) 本サービスの利用に伴う通信の傍受、データの漏えいその他のセキュリティ上の事故により生じた損害
- (5) 市が設置し、又は管理するアクセスポイント以外の無線設備（偽アクセスポイントを含む。）への接続に起因して利用者に生じた損害

2 市は、本サービスについて、その完全性、正確性、有用性、特定の目的への適合性及び安全性を含め、いかなる保証も行わない。利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとする。

(規約の変更及び周知)

第 11 条 市は、必要があると認めるときは、この規約を変更することができる。

2 市は、この規約を変更したときは、変更後の規約の内容及びその効力発生時期を、市の公式ウェブサイトへの掲載により周知する。

3 変更後の規約は、前項の効力発生時期から適用するものとし、利用者が当該時期以後に本サービスを利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなす。

(準拠法及び合意管轄)

第 12 条 この規約の解釈及び適用は、日本国の法令に準拠する。

2 本サービスの利用に関して市と利用者との間に紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所一宮支部又は一宮簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 13 条 この規約に定めのない事項については、関係法令及び市が別に定めるところによる。

附則

この規約は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 7 月 11 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、2026 年 8 月 1 日から施行する。